

2018年度 特定外来生物指定の考え方について

平成31年3月1日
環境省自然環境局
野生生物課外来生物対策室

1. 今回の特定外来生物指定の位置付け

2015年3月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、外来生物法に基づく特定外来生物として、2016年度・2017年度に40種類の追加指定を行った。

一方で、引き続き指定すべき種が出てきていることから、今年度も特定外来生物の指定を行う。

2. 特定外来生物の指定の全体方針

(1) 優先順位について

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高いものとして、以下の区分に位置づけられている種類を中心に検討を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- ・ 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- ・ 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの

(2) 生物分類群別の検討の方針・進め方

今年度検討する分類群は、「その他無脊椎動物」、「植物」の2つ。

① 植物

当該分類群については、エフクレタヌキモの指定について引き続き検討※を行う。国内で確認されているエフクレタヌキモの学名は *U. inflata* とされてきたが、分類について再検討された結果、ウトリクラリア・インフラタとは形態的、遺伝的に違いがある一方で、ウトリクラリア・プラテンシスと多くの特徴が共通することから、2018年に学名が変更された (Kadono et al., in press)。

同様の特徴を持つ *U. platensis*、*U. inflata* についても何らかの規制を行う方向で検討する。

※エフクレタヌキモについては平成28年度に開催された専門家会合等での了承が得られ、パブリックコメントも行ったが、学名が安定していなかった背景から、指定を見送った経緯がある。

<指定候補>

- ・ エフクレタヌキモ (*Utricularia cf. platensis*)
- ・ ウトリクラリア・インフラタ (*U. inflata*)

・ウトリクラリア・プラテンシス (*U. platensis*)

② その他無脊椎動物<省略>

3. 指定までのスケジュール

2019年3月1日：専門家グループ会合を開催

2019年4月～：専門家会合（全体会合）を開催

2019年夏以降：パブリックコメント、特定外来生物指定に係る手続